

「滋賀県サイクリストにやさしい宿」認定実施要項

1 目的

本県を訪れるサイクリストが快適に、安心して宿泊できる施設を「滋賀県サイクリストにやさしい宿」に認定し、多くのサイクリストが県内に長く滞在し地域の魅力に触れる機会を設けることを目的とします。

2 認定条件

以下の条件を必須項目とし、全て満たす宿泊施設とします。

- ①自転車の客室への持込みまたは屋内の安全な場所での保管
- ②チェックイン前、チェックアウト後の手荷物の一時預かり
- ③チェックイン前、チェックアウト後の駐車場所の提供
- ④宅配便（自転車を含む）の受取・発送が可能
- ⑤スポーツタイプの自転車に対応した空気入れの貸出
- ⑥修理工具の貸出
- ⑦観光情報の提供

また、サイクリストへのサービスの充実を図るため、推奨項目を別途定めることとします。

3 対象施設

滋賀県内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を受けているものに限る。）とします。

ただし、前項の規定に関わらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業を行っている宿泊施設は、対象としません。

4 認定特典

以下の項目を認定特典とします。

- ①「滋賀県サイクリストにやさしい宿」認定証の発行
- ②ウェブサイト等において広報・PRの実施

5 申請方法等

別添様式により以下の申請先まで郵送または電子メールで申請してください。

また、申請にあたっては、以下の項目に留意してください。

- ①年に一回、状況確認を行います。
- ②認定基準を満たすことができなくなった場合やサービスの内容に変更が生じた場合は、速やかに報告してください。

③滋賀県が認定基準を満たしていないと判断した場合は、「滋賀県サイクリストにやさしい宿」の認定を取り消す場合があります。

【申請先】

滋賀県観光文化スポーツ部観光政策局ビワイチ推進室

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

TEL : 077-528-3746

Email:biwaichi@pref.shiga.lg.jp

6 その他

この要項に定めるもののほか、「滋賀県サイクリストにやさしい宿」認定に関し必要な事項は、別に定めることとします。